

# CACスイミングスクール・こじか体操クラブ会則

## (名 称)

第1条 本スクールは、千葉アスレティックセンタースイミングスクール・こじか体操クラブと称し、略称をCACスイミングスクール・こじか体操クラブとする。

## (位 置)

第2条 本スクールの位置は、千葉県習志野市大久保2丁目13番地1号におく。

## (目 的)

第3条 本スクールは幼児から成人まで、より多くの人々に水泳・体操を通じ、心身を鍛錬する健康で健全な場とし、会員とコーチ及び会員相互の親睦を図り併せて常に指導内容の充実に研さん努力し発展することを目的とする。

## (入会資格)

第4条 本スクールの会則を了解すると共に趣旨に賛同し、別に定めるコース別資格に該当し、健康診断の結果授業に支障がないと認められた者とする。

## (入会手続)

第5条 (1) 本スクールの入会手続は、所定の申込書・写真1枚(4cm×3cm)及び医師の診断書を添え、別に定める入会金・年会費・月会費及び指定用品代の支払いをもって入会手続きとし、会員証を発行します。

## (入会金・年会費・月会費)

第6条 (1) 本スクールの入会金・年会費・月会費などは年度ごとにこれを定めます。  
(2) 所定の期間を終了したもの、月会費などの納入はすべて前納制となります。  
(3) 一旦納入した会費などは理由のいかんに関わらず返還致しません。

## (会費の怠納)

第7条 (1) 会員が事前の承認手続きを前月末までに完了せずに怠納した場合は、会員の資格を自然喪失したものとします。

## (休会・退会届)

第8条 (1) 会員の都合により休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以内休む場合をいう)を希望する者は、休会届書に会員証を添え前月末の営業日までに届出したものに限り認めるものとする。休会料は1ヶ月1,000円(税別)  
(2) 会員の都合により退会を希望する場合は、前月18日までに退会届に必要な事項を記入し手続きをするものとする。

## (スクール年度)

第9条 本スクールの年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(指導日時)

第10条 スクールの指導日時は年度毎にこれを定め、会員は指定されたコース（曜日、時間）に指導をうけるものとする。

(指導内容)

第11条 本スクールの目的及び各コースの方針にかなう指導内容は、本スクールの責任において立案確立し、実施する。

(休業日)

第12条 (1) 本スクールの休業日は年度毎にこれを定めます。  
(2) 所定の指導日・休業日はスクールの都合で中止又は変更する場合があります。その場合は1週間前までにスクール内に掲示します。

(コース変更手続)

第13条 会員の都合により曜日、時間の変更を希望する場合は希望コース予約手続きを取り、スクール側の指示により変更できる。

(教室変更手続)

第14条 会員の都合によりCACスイミングスクール間で教室変更を希望する場合には別に定める教室変更の手続きをとり、スクール側の指示により変更できます。

(人身事故)

第15条 (1) 会員の責に帰する人身事故に関しては、本スクールは一切のその責任を負わないものとする。ただし、軽微な障害の応急処置は致します。  
(2) スクールの責に帰する人身事故に関しては、本スクールはこの補償の責にあたります。

(除 名)

第16条 本会則に違反した者、本スクール会員としてふさわしくないと認められた者に対しては、本スクールから除名され、会員としての資格を失うものとする。

(会員のモラル)

第17条 会員は下記のことを厳守すること。  
(1) 会場内ではコーチの指示に従い、ルールを守ること。  
(2) 本スクールの秩序を守り、スクールの目的に添うよう努力すること。  
(3) チームワークを守り、会員全員が明朗・快活なスポーツマンになるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。

(付 則)

第18条 (1) 本会則の運用並びに変更等については本スクールが処理にあたるものとする。  
(2) 本会則の規定のないものは、別に定める内規による。  
(3) 本会則は平成元年4月1日より施行する。